

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成二十七年十二月二十五日
条例第六十二号

改正 平成二九年 七月二一日条例第二六号 平成三〇年 三月二三日条例第七号
令和 元年一〇月一八日条例第一〇号 令和 二年一〇月二〇日条例第四〇号
令和 三年一〇月一九日条例第三七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

題名改正〔平成二九年条例二六号〕

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項及び第三項の規定による個人番号の利用並びに法第十九条第十一号の規定による特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成二九年条例二六号・令和元年一〇号・三年三七号〕

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 個人番号 法第二条第五項に規定する個人番号をいう。
- 二 特定個人情報 法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
- 三 情報提供ネットワークシステム 法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲)

第三条 法第九条第二項に規定する条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

- 2 知事又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。
- 3 別表第二の上欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。
- 4 前二項に規定する執行機関が、法第十九条第八号又は第九号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者（法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。）から前二項に規定する特定個人情報の提供を受けるときは、前二項の規定は、適用しない。
- 5 第二項及び第三項の規定による特定個人情報の利用をした場合において、他の条例及び規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第二項に規定する規程を含む。第五条第二項において同じ。）の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

一部改正〔平成二九年条例二六号・三〇年七号・令和元年一〇号・三年三七号〕

第四条 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校若しくは高等専門学校、専修学校（高等課程に限る。）若しくは各種学校又はこれら以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものとして規則で定めるものの設置者であって、別表第一の下欄に掲げる事務の処理に関して、申請書の取りまとめ、申請書の提出その他の必要な事務を行うものは、同欄に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うことができる。

追加〔令和元年条例一〇号〕

(特定個人情報の提供)

第五条 別表第三の第一欄に掲げる機関が、同表の第三欄に掲げる機関に対し、同表の第二欄に掲げ

る事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合においては、同表の第三欄に掲げる機関は、その事務を処理するために必要な限度で当該特定個人情報を提供することができる。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例及び規則の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

追加〔平成二九年条例二六号〕、一部改正〔平成三〇年条例七号・令和元年一〇号〕

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成二九年条例二六号〕、一部改正〔令和元年条例一〇号〕

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第三条第二項ただし書の規定は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十九年七月二十一日条例第二十六号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月二十三日条例第七号)

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年十月十八日条例第十号)

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年十月二十日条例第四十号)

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

附 則 (令和三年十月十九日条例第三十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一 (第三条第一項)

執行機関	事務
一 知事	私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)(特別支援学校の高等部を除く。)又は高等学校等専攻科(高等学校又は中等教育学校(後期課程に限る。)の専攻科をいう。以下同じ。)に在学する生徒又は学生の保護者等(同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に対して支給する奨学のための給付金(以下「私立高等学校等奨学のための給付金」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
二 知事	私立の高等学校若しくは中等教育学校(後期課程に限る。)又は専修学校(高等課程に限り、准看護師の養成を目的とするものを除く。)の設置者に対して交付する授業料の減免に要する経費に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
三 知事	私立の高等学校又は中等教育学校(後期課程に限る。)の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
四 知事	高等学校等(私立の高等学校等に限る。)に在学する生徒又は学生に対して支給する学び直し支援金(高等学校等を退学した後に私立の高等学校等に入学した者のうち、知事が別に定めるところにより適当と認めた者に対して支給する支援金をいう。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの

五 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの
六 教育委員会	国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）又は高等学校等専攻科に在学する生徒又は学生の保護者等に対して支給する奨学のための給付金（以下「国公立高等学校等奨学のための給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
七 教育委員会	高等学校（公立の高等学校に限る。）に在学する生徒に対して支給する学び直し支援金（高等学校等を退学した後に公立の高等学校に入学した者のうち、教育委員会が別に定めるところにより適当と認めた者に対して支給する支援金をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
八 教育委員会	公立の高等学校等専攻科に在学する生徒に対して支給する修学のための支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

全部改正〔平成三〇年条例七号〕、一部改正〔令和元年条例一〇号・二年四〇号〕

別表第二（第三条第三項）

執行機関	事務	特定個人情報
知事	私立高等学校等奨学のための給付金（私立の高等学校等専攻科に係るものを除く。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

全部改正〔平成三〇年条例七号〕、一部改正〔令和二年条例四〇号〕

別表第三（第五条第一項）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
一 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
二 教育委員会	国公立高等学校等奨学のための給付金（国立又は公立の高等学校等専攻科に係るものを除く。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

追加〔平成三〇年条例七号〕、一部改正〔令和元年条例一〇号・二年四〇号〕